

勝浦市農業委員会会議録

(9月定例会)

平成29年9月6日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 農用地の客土事業に係る届出について

報告第2号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

水稻の稲刈りの時期を迎えまして、大口農家の方を除いては概ね終盤に差し掛かっているのではないかと思います。

また、水稻の作況指数ですけれども、報道では全国で102と発表があり、やや良という状況ですけれども、これは8月末時点での数値ということになっております。

もう少し経って我々の地域の収穫量も出てくるのではないかと思いますので、期待をしていきたいと思っております。

また先月8月22日、各地区の農業委員会会長と事務局長ということで私と窪田事務局長が県主催の農業者年金の説明会に出席いたしました。

既に皆様方、先月定例会後の農業者年金の研修会でお分かりになったかと思うのですが、要するに農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定、そして各農業者同士の福祉の向上、併せて農業の担い手の確保ということを目的としており、その為に農業者年金の普及、推進を図るという説明を受けました。

ちなみに千葉県下では、平成27年度の加入目標が219名で加入実績が42名ということで目標達成率が19.2パーセントということで、全国でワースト3であったそうで大変厳しい状況になっているという説明がありました。

しかし平成28年度につきましては、70名程度の加入実績があり急激に加入者が増加したという訳でございます。

本市でも今年度につきましては、最低1名の加入実績を上げるという目標を掲げましたので、今から各地区で加入されそうな方にお声掛けしていただければ、大変ありがたいと思いますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成29年勝浦市農業委員会9月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について及び農地法第5条の規定による許可申請について、関連があることから一括して議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

はじめに、議案第1号申請番号1番及び議案第2号申請番号1番に該当する支柱を立て

て営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについてご説明します。

近年、技術的進歩により農業と太陽光発電を両立して行うことが実用段階に入り、営農型太陽光発電やソーラーシェアリングと呼ばれ全国的に設置されてきております。

当初は、設備全体の転用許可を求めたり、転用許可を不要としたり、許可権者によりその取り扱いがまちまちであるという問題が続いており、長らく法解釈の明確化が望まれていたことを受け、平成25年3月にその取り扱いが明らかにされたもので、下部の農地で営農が継続されることを前提に支柱の部分についてが一時転用許可の対象とされました。

このことにより、農振農用地や第1種農地でも太陽光発電事業が可能となり、農業収入の他に安定した収入を得られるようになりました。

許可の要件として、3年以内の一時転用で支柱部分が簡易な構造で容易に撤去でき、下部の農地での適切な営農の継続が確実であるとともに、毎年の単収が地域の平均的な単収より2割以上減少しないこととなっており、問題が無ければ再許可が可能であるとしています。

許可条件として、毎年報告が義務づけられ、この報告には、知見を有する者の確認を受けるとなっておりますことから、これにより適切かどうかの判断が出来るというものです。

発電設備の設置者が所有者でない場合は、農地法第3条第1項の許可申請も併せて行う必要があり、許可については、第5条の許可に合わせるとされています。

また、一時転用の許可期間は3年以内と定められており、3年を超えて期間を延長することはできないことから、新たな申請が必要となります。

今回の申請は、平成29年10月14日をもって許可期間が満了となることに伴い、10月15日以降について新たな申請がなされたものであります。

それでは申請の概要について説明します。

資料の1ページをご覧ください。

議案第1号申請番号1番、申請地は、市野川の田2筆、1955平方メートルの内1773.44平方メートル、営農型太陽光発電設備を設置するための区分地上権の設定を目的とした申請です。

この後ご説明する農地法第5条の一時転用の許可申請と併せて申請するもので、一時転用の許可と同時に許可とするものです。

2ページ目をご覧ください。

議案2号申請番号1番、申請地は同じく市野川の田2筆、1955平方メートルの内1平方メートル、営農型太陽光発電設備を設置するため賃借権による一時転用を目的とした申請です。面積については、支柱の部分と電柱の部分となりますので小さな面積数値となります。

施設の概要は、支柱156本0.71平方メートル、電柱3本0.29平方メートルで、発電設備の部分は、3区画でパネル数817枚、発電量204.25キロワットであり、転用期間は平成29年10月15日から平成32年10月14日の3年間です。

申請理由につきまして、借受人は営農型太陽光発電施設を設置するため申請地を借り受

けたいとし、貸付人は要望により貸したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、小湊バス市野川折返し場から●側約●●●メートルの地点となります。

なお、下部の農地で作付けする作目については、日陰を好む野ぶき及びミョウガを作付けしており、営農計画及び影響の見込みは添付の資料のとおりであります。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について及び議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番及び議案第2号、申請番号1番につきまして、2番末吉光委員をお願いします。

○2番（末吉光委員） 議案第1号 申請番号1番について報告いたします。

概要は、事務局の説明どおりです。

所有権以外の権利者はいませんので、議案第2号、申請番号1番の5条申請について説明します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

9月2日、現地調査を行い本人と面談しました。

申請地は、農用地区域内の農地であることから、営農を継続して行う営農型太陽光発電施設ということで、下部の農地で耕作を行うことが条件となっており、現在は太陽光発電施設の下部でこれまでの計画に基づき野ぶきの作付けをはじめ、ミョウガ等が作付けされております。

野ぶき、ミョウガは生育の特性上、日陰を好むことから施設の下部での栽培に適した作目と思われ、許可要件については全て満たしていると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について及び農地法第5条

の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は農地法第5条の許可をもって許可を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は農地法第5条の許可をもって許可書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第2号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号1番及び2番につきましては、●番●●●●委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決ともできませんのでご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年8月28日付けで決定を求められたものです。

このたびの9月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画2件、3,141平方メートルです。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、南山田の田1筆、2,028平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年10月1日から3ヶ年の新規設定です。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

申請番号2番、南山田の田、1,113平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年10月1日から3ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
申請番号1番及び2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3、報告でございます。
報告第1号、農用地の客土事業に係る届出について及び報告第2号、転用事実確認証明書の発行について事務局より報告を求めます。
窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 農用地の客土事業に係る届出についてご報告いたします。
この届出は、地方公共団体が行う公共事業に伴い発生する土砂の廃土処理について農地に復元されないまま転売等が行われる事態を防止するために行われる手続きであり、許可のいない届出となっております。
このたびの9月定例会にご報告すべき当該届出件数は1件であります。
次に、転用事実確認証明書の発行についてご報告いたします。
このたびの9月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は6件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。
この6件のうち、4件につきましては、串浜地先における太陽光発電施設用地であります。
以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。
これをもって、平成29年勝浦市農業委員会9月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後1時50分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年9月6日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
